

労働者派遣法 第 23 条第 5 項に基づく情報提供(九州支店)

- (1) 派遣労働者数の数 (R7 年 5 月 31 日現在) 18 人
- (2) 派遣先の数 (R7 年 5 月 31 日現在) 9 社
- (3) 派遣料金の平均額 (8 時間当たり) 27,462 円
- (4) 派遣労働者の賃金の平均 (8 時間当たり) 19,530 円
- (5) マージン率 23.9%

注) マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、福利厚生費、研修費、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料等が含まれています。

- (6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(キャリアコンサルティングの相談窓口)
九州支店 高石 俊史 電話 092-402-0501

教育訓練内容

	研修名称	受講対象者	時間数	研修方法	研修費	賃金
①	コミュニケーション能力研修	フルタイム 1 年 以上の雇用見込 み派遣労働者	2	OFF-JT	無償	支給
②	PC スキル向上研修		2	OFF-JT	無償	支給
③	技術研修 (CAD 等)		17	OJT	無償	支給
④	ロジカルシンキング		10	OJT	無償	支給
⑤	テクニカルスキルの向上		7	OJT	無償	支給
⑥	資格取得研修		14	OJT	無償	支給
⑦	ヒューマンスキルの向上		4	OFF-JT	無償	支給
⑧	コンセプチュアルスキルの向上		4	OFF-JT	無償	支給

- (7) 福利厚生に関する事項 年次有給休暇・定期健康診断
- (8) 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定に関する事項

「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定」を締結済み
協定の範囲 : 「派遣従業員」および「契約社員のうち派遣業務に従事する者」
協定の有効期間: 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで